

デザイン・クリエイティブセンター神戸
クリエイティブラボスペース使用者
公募要項

令和2年10月

1 節 概要

1. 募集の目的

神戸市では、神戸のすばらしい資源や魅力をデザインの視点で見つめなおし、磨きをかけてることにより、新たな魅力と活力を創り出し、くらしの豊かさを創造する都市戦略「デザイン都市・神戸」を推進しています。

この取組みの一環として、「デザイン都市・神戸」の創造と交流の拠点「デザイン・クリエイティブセンター神戸〔愛称：KIITO（きいと）〕（以下「センター」という。）」を平成24年8月8日に開設し、様々な創造的活動に関する事業を実施しています。

この度、センターにおいて、個人、企業・団体のオフィス・スタジオ・アトリエ等としてご利用いただけるクリエイティブラボスペースの使用者を募集いたします。

2. 施設全体の概要

(1) 名 称：デザイン・クリエイティブセンター神戸

(2) 所 在 地：神戸市中央区小野浜町1番4号

(3) アクセス：JR「三ノ宮駅」、阪神・阪急各線「神戸三宮駅」徒歩約20分
ポートライナー「貿易センタービル駅」徒歩約5分

(4) 構造・面積：

	旧館	新館
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積	8,601 m ²	
延床面積	3,489 m ²	10,290 m ²
施工年	昭和2年	昭和7年

- (5) 主なスペース：1階 カフェ、KIITOホール、クリエイティブスタジオ、ギャラリー、管理事務所
2階 ライブラリ、生糸検査所ギャラリー、ギャラリー、クリエイティブラボスペース、実験的活用スペース※1
3階 クリエイティブラボスペース、セミナー・ワークショップスペース、実験的活用スペース※1
4階 クリエイティブラボスペース
2～4階 プロジェクトスペース※2
- (6) 主な共用施設：プロジェクトスペース、給湯室、シャワー室、エレベーター2基、駐輪場、駐車場（10,000円/月・台 ※クリエイティブラボスペース使用者のみ対象。）※令和3年4月以降は条件が変更される可能性があります。
- (7) 施設開館時間：9時～21時。時間外の出入りは電子カードロック入口で対応しています（クリエイティブラボ使用者のみ24時間出入り可能です。）。
- (8) 休 館 日：年末年始（12/29～1/3）並びに毎週月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）

※1 神戸市において、今後、創造的活動に関して一定期間実験的に活用を図る等、将来的にふさわしい機能を実験・検証していくスペースです。

※2 クリエイティブラボ使用者のみが利用できるミーティング等の共用スペースです。

3. センターの管理運営主体

「iop 都市文化創造研究所・ピースリーマネジメント・神戸商工貿易センター共同事業体」（令和3年3月31日迄の指定管理者）

2節 クリエイティブラボスペース使用者の募集について

1. 募集するクリエイティブラボスペース

(1) 面積・月額使用料等

区画	面積	月額使用料 (円)	使用開始可能日	使用許可満了日
308	390.93 m ²	711,100	R2. 12. 10	R7. 3. 31
403	135.35 m ²	246,200		
201	61.09 m ²	122,100	R3. 4. 10	R8. 3. 31
420	32.85 m ²	65,700		
429	30.53 m ²	61,000		

※ 申請は、上記の中から一つの区画を選択し申請してください。

※ 「308」の室内には消火栓があります。消火栓の周囲には、物を置くことができませんので、ご注意ください。

※ 募集するクリエイティブラボスペースは、現在使用していますので、室内をご覧いただくことはできません。但し、「308」「403」は現在空室ですので、申込みにあたっては、必ず事前に室内をご覧ください。現地確認の日時は、未記記載の問い合わせ先まで事前に連絡の上、調整をお願いします。（現地確認は、平日9時～17時（休館日は除く）となります）

(2) 引き渡し

引き渡し時の現状有姿にて引き渡します。

なお、引き渡しを行う前に、センター職員立会のもと、現地確認を行います。現地確認はセンターより連絡の上、日時の調整をいたします。（現地確認は原則として平日の9時～17時（休館日は除く）となります。）

(3) その他

選考の結果、合格者がいない区画が発生した場合、希望区画での選考から漏れた方で、合格者のいない区画の使用を希望される方については、3節の応募手続き等を満たす方で審査評定の高い方から順に割り当てます（その区画の使用条件が希望に合致しない場合はお断りいただいてもかまいません。その場合は次順位の方に割り当てます）。合格者のいない区画の使用希望の有無を「使用許可申請書（様式1）」に記載してください。

2. 使用条件

(1) 使用許可

「行政財産の使用許可」となります。

なお、使用料の滞納・著しく信用を失墜する事実等があった場合は、使用許可の取消となりますのでご注意ください。

(2) 使用期間

許可書に定めた使用開始日から2節1(1)に記載する使用許可満了日までとなります。

なお、現在使用許可を受けている者が、現在使用許可を受けている区画と同一区画の使用許可を受ける場合は、「現在の使用期間の満了日」の翌日から2節1(1)に記載する使用許可満了日までとなります。

(3) 月額使用料金

2節1(1)のとおり。

なお、支払は月額使用料3ヶ月分の前払いとなり、使用開始日が月の途中の場合は日割り計算となります。

(4) 空調光熱費

実費(※当月実績を翌月払)

(5) 保証金

無し

(6) 使用返還

返還日の3ヶ月前までに書面で提出いただきます。3ヶ月未満の使用返還はできません。

(7) その他

- ① センターが行う事業に協力していただきます。
- ② 活動状況が、センターの設置目的(デザイン・クリエイティブセンター神戸条例(以下、条例という。)参照)やセンターの管理運営における基本方針(別紙1)に沿っていない、または使用条件を満たしていないと判断された場合は、使用期間内であっても使用許可を取り消し退室していただく場合がございます。
- ③ 使用許可する使用開始日は、応募、審査の状況、退室の状況等によりご希望に沿えない場合がございますので予めご了承ください。
- ④ デザイン・クリエイティブセンター神戸「クリエイティブラボ」施設利用細則(別紙2)を遵守していただきます。
- ⑤ 駐車場の使用については、クリエイティブラボスペースの利用者が確定後、別途、希望等を確認し手続きを行います。希望にそえない場合がありますので、予めご了承ください。
- ⑥ 「クリエイティブラボスペース」について、条例上はクリエイティブスペースとして定義しておりますが、令和2年6月に行った条例改正により、クリエイティブラボに名称を変更しております。今回、条例上のクリエイティブスペースとして許可した場合において、改正条例附則第2項の規定により、令和3年4月1日にクリエイティブラボの許可を受けたものとして、クリエイティブスペースの

許可の残存期間と同一の期間、クリエイティブラボを使用することができます。

3節 応募手続等

1. 応募要件

次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) センターの活動指針である「+クリエイティブ」を十分理解し、次のいずれかに関する「創造的活動」を行う方。
 - ① クリエイター
アーティスト、建築家、デザイナー、その他クリエイティブな活動に携わる法人・団体・個人。
 - ② 教育・研究
デザイン・造形・アート・建築などに携わる大学・教育機関、研究者など。
 - ③ クリエイターを支える企業
デジタルコンテンツ、画像処理、デザイン、グラフィック、ファッション、音楽産業、ライティング・編集、広告、企画、映像・写真、出版・印刷、建築・設計などに関わる事業を行っている法人・団体・個人。
 - ④ その他
センター事業との連携を積極的に図る団体・個人、ソーシャルビジネスに取り組む法人・団体・個人。（事業目的・事業内容・業種業態等を審査して判断します。）
- (2) 使用開始が2節1（1）に記載する使用開始可能日から使用開始可能日の属する月の末日までに可能な方（現在使用許可を受けている者が、現在使用許可を受けている区画と同一区画に応募する場合を除く）。

2. 応募の対象とならない団体・個人

- (1) 宗教または政治を主たる活動とする団体・個人。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体・個人。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団体およびその利益となる活動を行う団体・個人。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い裁判所から再生計画が許可されていないとき等の団体。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納している又は申告していない団体、もしくはこれらの税を滞納している又は申告していない者を代表とする団体・個人。

3. 応募手続き

(1) 公募、選定スケジュール

- ①公募要項等の配布 令和2年10月20日（火曜）～令和2年11月4日（水曜）
- ②応募受付 令和2年11月10日（火曜）～令和2年11月12日（木曜）
- ③面接審査 令和2年11月25日（水曜）午後
（面接の日時については、11月17日（火曜）までにご連絡します。期日までに連絡の無い場合は、末記記載の問い合わせ先までご確認ください。なお、面接審査を欠席される場合は辞退されたものとみなします。）
- ④選考結果の通知 令和2年11月下旬（予定）

(2) 公募要項等の配布場所

- ①ホームページからのダウンロード <http://kiito.jp/floor/creative-lab/>
- ②窓口での配布 デザイン・クリエイティブセンター神戸
〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番4号
令和2年10月20日（火曜）～10月23日（金曜）、10月27日（火曜）～10月30日（金曜）、11月4日（火曜）のいずれも9時～17時。

(3) 提出書類

- ① 使用許可申請書（様式1）
- ② 団体概要書（様式2）
- ③ クリエイティブラボ活動（事業）計画書（様式3）
- ④ 定款又は寄附行為及び 法人登記簿謄本（法人の場合のみ・発行後3ヶ月以内）
- ⑤ 法人印鑑証明書（法人の場合のみ・発行後3ヶ月以内）
- ⑥ 住民票及び印鑑証明書（個人の場合のみ・発行後3ヶ月以内）
- ⑦ 過去1年分の決算報告書および確定申告書の写し
- ⑧ 法人市民税及び代表者の市民税の納税証明書
（直近のもの。法人市民税の納税証明書は法人の場合のみ）
- ⑨ 申請者の概要・実績等の分かる資料

(4) 提出部数6セット

【ご注意】

- ・ ①～⑨の順番でファイルに綴じてください。
- ・ 6セットの内、1セットは①～⑨の原本。5セットは①～⑨を複写したもの。
- ・ 必要な書類が全てそろわない場合、または記載内容の不備・虚偽の記載がある場合は受付できません。
- ・ 応募に関する費用は、応募者の負担とします。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(5) 提出期間

令和2年11月10日（火曜）～令和2年11月12日（木曜）のいずれも9時～17時。
提出の際は、必ず事前にご連絡の上、持参してください。

(6) 提出先

末記記載の問い合わせ先まで。

4. 審査／合否決定

センターの目的や創造的活動による社会貢献事業の理解度、センター活動への貢献度等について、提出書類及び面接により総合評価方式にて合否を決定します（事業内容によっては、追加資料のご提出をお願いする場合があります）。

審査に関する内容は非公開といたします。

審査基準は以下の通りです。

審査項目	内 容	配点 (点)
適合性	センターの目的や創造的活動による社会貢献事業に関する理解度、協力度、積極性等	42.5
実現性	センターにおいて実施する事業の実現性、具体性等	40.0
協調性	業務形態における他の利用者との協調性、利用時間の妥当性、管理体制の妥当性等	17.5

4 節 常時募集への移行

1. 概要

1 節～3 節による手続きの結果、空室が発生した場合は使用者を常時募集いたします。

2. 常時募集の有無及び応募手続き等

常時募集する区画や応募手続き等の詳細については、後日デザイン・クリエイティブセンター神戸ホームページにてお知らせいたします。

(問い合わせ先)

デザイン・クリエイティブセンター神戸

(お問い合わせは、平日の9時～17時（休館日の月曜日は除く）にお願いいたします。)

〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番4号

TEL / 078-325-2201 FAX / 078-325-2230

<http://kiito.jp>